

国空予管第630-2号  
平成22年10月29日

各地方航空局長 あて

航 空 局 長

### 工事監理業務契約書について

平成22年7月26日の中央建設業審議会により、「公共工事標準請負約款」（昭和25年2月21日付中央建設業審議会決定）の改正が決定されたことに伴い、「工事標準請負契約書について」の一部改正について」（平成22年9月30日付国空予管第583号）により改正を行ったところである。

今般、測量及び建設コンサルタント業務等において使用している建築工事監理業務契約書についても改正等の検討を行った結果、改めて、工事監理業務契約書を定めることとし、平成22年11月1日以降、準備ができ次第速やかに適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、「建築工事監理業務契約書について」（平成13年10月18日付国空経第634号）は、平成22年10月31日をもって廃止する。